

山梨県スタートアップ支援サイト構築業務に係る企画提案の募集について

次のとおり山梨県スタートアップ支援サイト構築業務に係る企画提案を募集します。

令和4年6月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 企画提案の概要

- (1) 名称
山梨県スタートアップ支援サイト構築業務
- (2) 委託内容
山梨県スタートアップ支援サイト構築業務企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）等で定めるとおり。
- (3) 委託期間
契約日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 予算上限額
5,611,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 募集の日から契約締結日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者でないこと。
- (6) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者でないこと。
- (7) 過去に都道府県、その外郭団体が発注した事業において類似のサイトを構築した実績がある者（再委託先として構築した者も含む）

3 企画提案参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限
公告の日から令和4年6月22日（水）午後5時まで
なお、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出方法
企画提案参加資格確認申請書の提出は、3（3）の場所に持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。
- (3) 窓口

郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館3階
山梨県 産業労働部 成長産業推進課
電話 055-223-1544 FAX 055-223-1569
Mail seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案書の提出

(1) 提出期限

公告の日から令和4年7月1日（金）午後5時まで

なお、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 提出方法

企画提案書の提出は、3（3）の場所に持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

5 審査方法

審査は、企画提案書・企画提案参加資格確認申請書（添付書類含む）の内容及び2（7）の実績として提案者が示したサイトの機能を基に「山梨県スタートアップ支援サイト構築業務に関する企画提案審査会」において行う。

審査の基準は、実施要領別記1「山梨県スタートアップ支援サイト構築業務評価基準」による。審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

6 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

(1) 企画提案に参加する資格のない者

(2) 企画提案参加資格確認申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

7 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、実施要領で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、実施要領等による。